

美咲町価格高騰重点支援給付金（低所得者子育て世帯こども加算）

のご案内受給には手続きが必要です

- 物価高騰による負担増を踏まえ、特に家計への影響が大きい低所得の子育て世帯(住民税非課税世帯、均等割課税世帯)を支援する給付金です。
- 給付金を受給するためには、**手続きが必要**です。

給付金の支給額

児童1人あたり **5万円**

※加算対象児童(平成17年4月2日生～令和5年12月1日生)住民税非課税世帯、及び、均等割課税世帯に属し、かつ、当該世帯主と同一生計となっている18歳以下の児童

給付金の支給時期

美咲町役場（福祉事務所）が確認書(または申請書)を**受理した日から4週間後**が目安です。

申請受付期限：令和6年4月30日（火）

支給対象と申請の有無

支給対象となる世帯（いずれかにあてはまる世帯）

（※市町村民税均等割が課税されている者の扶養親族のみで構成される世帯を除く）

令和5年度「**住民税非課税**」世帯、
「**均等割のみ課税**」世帯に属す
18歳以下児童の住民異動がない世帯
※対象世帯に案内が届きます

令和5年度「**住民税非課税**」世帯、「**均等割のみ課税**」世帯であって

- ①令和5年1月2日以降の転入者の税情報が美咲町では不明の世帯
- ②18歳以下の児童と別世帯だが生計が同一の場合
- ③令和5年12月2日以降出生した新生児を含む世帯
（※未申告者を含む世帯を含む）

返送 が必要です

※令和5年12月1日時点で美咲町に住民登録がある世帯主宛に**確認書**を送付します。
※転入した者を含む世帯のうち、令和5年1月1日時点の税情報が確認できる世帯には確認書を発送します。
※既に他市区町村より同種の給付金の支給を受けた者を含む世帯を除く。

申請 が必要です

※令和5年12月1日時点で美咲町に住民登録がある世帯主宛に**申請書**を送付します。
※上記①～③のうち、該当と思われる世帯は必要書類を添付し、申請書を窓口^①に直接または郵送で提出してください。
※既に他市区町村より同種の給付金の支給を受けた者を含む世帯を除く。

給付金の「**振り込め詐欺**」や「**個人情報の詐取**」にご注意ください！

申請手続きのお問い合わせは

「美咲町役場福祉事務所給付係」（受付時間 平日8:30～17:15）
連絡先 ☎0868-66-1129 まで御連絡ください。